

○熱中症補正とは・・・工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を行うもの。

【令和元年5月22日 国官技第 35 号】

【令和元年5月22日 国技建管第1号】

対象工事

主たる工種が屋外作業である工事。（ただし、工場製作工を含む工事は、当該期間を工期から除くものとする。）
また、屋内作業であっても空調設備等が無く、屋内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

対象地域

全ての地域を対象とする。

補正方法

現場管理費の補正方法

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + **補正值**)

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数 (1.2)

端数処理：真夏日率・補正率とも、小数点以下
3位四捨五入し、2位止めとする。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

真夏日：日最高気温が30℃以上の日。（気象庁が公表している地上気象観測所における観測値）
夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日。（環境省公表）
ただし、不稼働日は真夏日に含めないものとする。

工期：工事着手日から工事完成通知日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

【参考】共通仮設費(現場環境改善費)と現場管理費補正の取り扱い

○工事積算における熱中症対策に関する対応には、**共通仮設費(現場環境改善費の避暑(熱中症予防))**と、熱中症対策に資する**現場管理費の補正**があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

共通仮設費(現場環境改善費の避暑(熱中症予防))

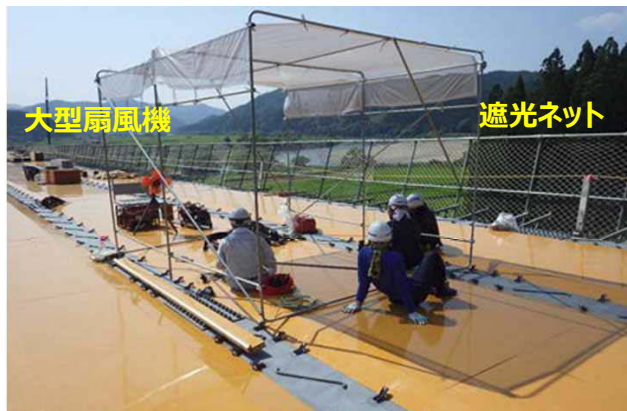
<H29年度より基準書に追記>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

・現場環境の改善(安全関係)に要する費用として計上。**主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用**

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



現場管理費の補正(熱中症対策)

<H31年度より試行>

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

- ・工事現場の安全(熱中症)対策に要する費用として計上。**主に作業員個人に対する熱中症対策費用。**

例: 塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット

